

☆ 「にしきたキッズ」申し合わせ事項

- ① 保育料・法人会費その他諸経費は、前納を原則とする。
原則として支援員は預かりません。諸事情により遅れて納入する場合は、会計に事情を説明してください。
- ② 万一事故が発生した場合は本人または保護者の責任とし、支援員及び当法人が責任を負わないことを原則とします。ただし、救済措置として、「学童保険」に加入します。
- ③ 備品や施設等の破損については、その都度協議します。
- ④ 不必要なお金・遊具（カード・ゲーム機類ほか）・高価な物や壊れやすいものなどは、持ってこないようにしてください。
- ⑤ 持ち物には必ず名前を書いてください。
- ⑥ 外出する行事や一日保育（学校休校日）の時に欠席する場合は、必ず学童保育所か支援員へ連絡してください。
- ⑦ 一日保育の時は、午前9時までには学童保育所に着くように登所してください。
何らかの理由で遅れる際には、必ず学童保育所か支援員へ連絡してください。
- ⑧ 「長崎県学童保育連絡協議会」（県連協）加入し、学童保育所の推進運動を共に進めています。
- ⑨ 親子行事や父母の協力を必要とする行事などは、進んで参加してください。
- ⑩ 退所する場合には、前月の15日までに支援員に連絡すると共に「退所届」を早急に提出してください。「退所届」の提出がない限り、保育料は納入していただくこととなります。
- ⑪ 学童をお休みの場合などは、保護者及び支援員双方が確認できるように、電話連絡またはメールにてお知らせください。